

盛岡地方振興局長告示第 81 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 22 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101933	アースサポート株式会社盛岡在宅 サービスセンター	盛岡市みたけ四丁目 17 番 36 号	平成 19 年 6 月 1 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101933	アースサポート株式会社盛岡在宅 サービスセンター	盛岡市みたけ四丁目 17 番 36 号	平成 19 年 6 月 1 日